
7043. インボイス・パッキング リスト仕分情報登録

業務コード	業務名
I V B	インボイス・パッキングリスト仕分情報登録

1. 業務概要

「インボイス・パッキングリスト情報登録（I V A）」業務で200欄以下の登録がある場合に、登録されたインボイス・パッキングリスト情報に仕分に必要な情報を追加し、インボイス・パッキングリスト仕分情報を登録・訂正する。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

登録したインボイス・パッキングリスト仕分情報は、以下の呼出業務で補完できる。

- ①「輸出申告事項呼出（E D B）」業務
- ②「輸入申告事項呼出（I D B）」業務
- ③「シングルウィンドウ輸入申告事項呼出（S W B）」業務

また、登録したインボイス・パッキングリスト仕分情報は、以下の申告業務が行われるまでの間訂正できる。

- ①「輸入申告（I D C）」業務
- ②「輸出申告（E D C）」業務
- ③「シングルウィンドウ輸入申告（S W C）」業務

ただし、予備申告を除く。

なお、登録したインボイス・パッキングリスト仕分情報は、以下の申告事項登録業務が行われない場合は、一定期間経過後システムから削除される。

- ①「輸出申告事項登録（E D A）」業務
- ②「輸入申告事項登録（I D A）」業務
- ③「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（S W A）」業務

2. 入力者

（1）海上の場合

通関業

（2）航空の場合

航空貨物代理店（輸出の場合）、通関業

3. 制限事項

○：制限事項

項番	制限事項	輸出入区分	E	I
1	入力欄数は200欄以下であること。		○	○
2	邦貨換算後のベーシックプライス合計、F O B価格、インボイス合計額は、それぞれ13桁以下であること。		○	
3	邦貨換算後のインボイス合計額、運賃、保険金額、評価補正基礎額及びF O B価格は13桁以下であること。			○
4	システム換算後の入力された数量は整数部14桁以下、かつ、合計した値が1億トン未満または1億キロリットル未満であること。			○
5	品目コードに係る数量が統計数量への換算を要する品目である場合は、換算後の数量が12桁以下であること。		○	
6	品目コードに係る数量が統計数量への換算を要する品目である場合は、換算後の数量が14桁以下であること。			○
7	按分係数の合計が18桁（小数点を含む）以下であること。		○	○
8	申告価格の合計が13桁以下であること。		○	

項番	制限事項	輸出入区分	E	I
9	内国消費税等（地方消費税及び特殊関税を含む）の種類が6種類以下であること。 なお、特殊関税とは、以下、不当廉売関税、緊急関税、報復関税、相殺関税及び対抗関税のことをいう。			○
10	算出される課税価格、関税課税標準額及び内国消費税等課税標準額は13桁以下であること。			○
11	算出される関税額及び内国消費税等税額は11桁以下であること。			○
12	従量税率に係る課税標準数量は課税標準単位に換算後12桁（小数点を含む）以下であること。			○
13	豚肉等の差額関税を適用する場合、課税標準数量は12桁以下、かつ、1000トン未満であること。			○
14	航空の場合は、貨物の総重量が1000トン未満であること。			○

4. 輸出インボイスの場合（輸出入区分「E」）

（1）入力条件

（A）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②I V A業務または「利用資格移管（R S I）」業務で指定された通関業者または航空貨物代理店であること。
- ③インボイス・パッキングリスト仕分情報の訂正の場合は、インボイス・パッキングリストDBに登録されている仕分情報登録を行った入力者と同一であること。

（B）入力項目チェック

（a）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（b）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（C）インボイス・パッキングリストDBチェック

- ①入力された電子インボイス受付番号がインボイス・パッキングリストDBに存在すること。
- ②申告業務が行われていないこと。
- ③I V A業務で200欄を超える登録がされていないこと。

（D）仕分けチェック

すべての欄の課税価格通貨コードが同一であること。

（E）輸出品目DBチェック

- ①品目コードが輸出品目DBに存在すること。
- ②品目コードに適用期間が登録されている場合は、申告予定年月日が適用期間内であること。
- ③品目コードについて、あらかじめ適用条件が付されている場合は、その範囲内であること。
- ④輸出品目DBに金統計計上である旨の登録がされている場合は、再輸出の貨物の旨の入力がないこと。

（F）輸出関税減免税コードDBチェック

- ①関税減免税コードが輸出関税減免税コードDBに存在すること。
- ②申告予定年月日が、関税減免税コードの適用期間内であること。

（G）輸出入者関連チェック

輸出入者コード欄に入力された輸出入者コードまたは法人番号が国内用輸出入者DBまたは法人

番号管理DBに存在すること。

(H) その他のチェック

- ①申告予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。
- ②欄単位の申告価格を算出する場合で、ベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）欄に入力されていない欄がある場合は、申告価格は按分計算をしないで算出できること。
- ③ベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）欄に入力がある場合は、入力された値はベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）欄に入力された按分係数の合計値以上であること。
- ④欄統合後に申告価格が201,000円以上になる欄が1欄以上存在すること。
- ⑤1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。
- ⑥全欄が無償貨物に係る入力の形式でないこと。

(2) 処理内容

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(B) 邦貨換算処理

インボイス合計額通貨コード欄、FOB通貨コード欄及びベーシックプライス通貨コード（FOB通貨コード）欄に入力された通貨コードが「JPY」以外の場合は、それぞれの価格を邦貨に換算する。

(a) 処理条件

- ①通貨コードにより税額計算用の換算レートを適用する。
- ②申告予定年月日が翌週の場合は、翌週の換算レートを適用する。
- ③邦貨への換算は入力項目単位に行う。

(b) 換算式

入力金額×適用レート

なお、換算の都度、円位未満は切捨てる。

(C) 申告価格算出処理

欄部毎に以下のとおり申告価格を算出する。

(a) ベーシックプライス金額（課税価格）欄に入力された場合

ベーシックプライス金額（課税価格）を邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格とする。

(b) ベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）欄に入力された場合

$$\frac{\text{申告価格合計}^{*1} \times \text{ベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）}}{\text{ベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）}^{*2}} \text{を申告価格}^{*3} \text{とする。}$$

（*1）下記のいずれかを邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格合計とする。

- ①FOB価格欄に入力がある場合は、FOB価格欄
- ②FOB価格欄に入力がない場合は、インボイス合計額欄

（*2）下記のいずれかをベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）とする。

- ①ベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）欄の入力値
- ②ベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）欄に入力がない場合は、ベーシックプライス按分係数を入力している欄の合計値

（*3）申告価格の円位未満は切捨てる。

(c) ベーシックプライス金額（課税価格）欄、ベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）欄のいずれにも入力がない場合

下記のいずれかを邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格とする。

- ①FOB価格欄に入力がある場合は、FOB価格欄
 - ②FOB価格欄に入力がない場合は、インボイス合計額欄
- (D) 大額・少額判定処理
- (a) 仮統合処理
 - 当該仕分情報が大量申告の場合にのみ、品目コードが同一のものについて、申告価格算出処理により取得した申告価格を統合する。
 - NACCS用コード欄に「Y」（再輸出の貨物の旨）が入力された欄については、「Y」が入力された欄のみで統合を行う。
 - NACCS用コード欄に「X」（少額合算の貨物の旨）が入力された欄は統合しない。
 - (b) 判定処理
 - 仮統合を行わなかった欄及び仮統合の親の統合後申告価格が201,000円以上であるものを統合の子も含めて大量とし、残りを少額とする。
- (E) 大量統合処理
- (a) 統合判定処理
 - 大量欄において「仮統合処理」の条件に加えて以下の項目がすべて同一の欄毎に統合を行う。
 - ①ベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）及びベーシックプライス金額（課税価格）の入力有無のパターン
 - ②ベーシックプライス通貨コード（FOB通貨コード）
 - ③輸出入貿易管理令別表コード
 - ④関税減免（戻）税コード
 - ⑤統計除外である旨のコード入力の有無
 - (b) 集計処理
 - 統合対象についてはベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）、ベーシックプライス金額（課税価格）、数量（1）及び数量（2）の数量を集計する。集計の単位は以下のとおりである。
 - ①統合の親が統計計上対象欄の場合は統計数量単位で集計する。集計の結果は統計単位の小数点以下3位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。
 - ②上記に該当しない場合は数量の集計は行わない。単位も出力しない。
- (F) 少額合算処理
- (a) 少額合算除外対象判定
 - 以下の欄を少額合算除外対象とする。除外対象となった欄は「少額合算除外（再輸出貨物）欄処理」の処理対象とする。
 - ①少額合算手入力に除外の旨が入力された。
 - ②関税減免（戻）税コードに入力がある。
 - ③NACCS用コード欄に「Y」（再輸出の貨物の旨）が入力された。
 - (b) 少額合算入力チェック
 - 少額合算対象欄のベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）及びベーシックプライス金額（課税価格）の入力有無のパターン、ベーシックプライス通貨コード（FOB通貨コード）がすべて同一であること。
 - (c) 少額合算の親欄選択
 - ①少額合算手入力に親指定の入力がある欄を親とする。複数欄に親指定がある場合は第一発生欄を対象とする。
 - ②上記に該当しない場合、少額合算は行わない。
 - (d) 集計処理
 - 少額合算対象についてはベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）、ベーシックプライス金額（課税価格）を集計する。数量1及び数量2の集計は行わない。

(e) 少額合算除外（再輸出貨物）欄処理

少額合算除外対象のうちNACCS用コード欄に「Y」（再輸出の貨物の旨）の入力ある欄について以下の処理を行う。

＜A＞対象欄を以下の条件で統合を行う。

- ①品目コードが同一のもの
- ②ベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）及びベーシックプライス金額（課税価格）の入力有無のパターン
- ③ベーシックプライス通貨コード（FOB通貨コード）
- ④輸出入貿易管理令別表コード
- ⑤関税減免（戻）税コード
- ⑥統計除外である旨のコード入力の有無

＜B＞統合対象についてはベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）、ベーシックプライス金額（課税価格）、数量1及び数量2の数量を集計する。集計の単位は以下のとおりである。

- ①重量系の単位で集計する。集計の結果は統計単位の小数点以下3位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。
- ②上記に該当しない場合は数量の集計は行わない。単位も出力しない。

(G) 統計計上用計算処理

当該仕分情報が大量申告であり、かつ普通貿易統計または金統計の計上条件に該当する場合に、以下の処理を行う。

ただし、次の場合は、普通貿易統計計上及び金統計計上から除外する。

- ①NACCS用コード欄に「E」（普通貿易統計計上除外の貨物の旨）が入力されている場合で、輸出品目DBに金統計計上である旨の登録がされていない物品。
- ②輸出入貿易管理令別表コード欄に入力されたコードにより統計計上除外となる物品。
- ③関税減免（戻）税コード欄に入力されたコードにより統計計上除外となる物品。

(a) 統計用申告価格の算出

申告価格の統合処理により統合した範囲内で、統計計上となる欄の申告価格を累積し、統計用申告価格とする。

なお、累積した申告価格は1,000円未満を切捨てる。

(b) 統計数量への換算処理

申告価格の統合処理により統合した範囲内で、統計計上となる欄について入力された数量単位をシステムに登録されている統計単位に基づき統計数量に換算し、累積したものを統計数量とする。

なお、累積した数量は統計単位未満を切捨てる。

(H) インボイス・パッキングリストDB処理

仕分を行った旨、入力内容及び大量統合・少額合算の結果をインボイス・パッキングリストDBに登録・更新する。

(I) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D11「輸入申告事項登録等における注意喚起メッセージの出力優先順位」を参照。

(J) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

5. 輸入インボイスの場合（輸出入区分「I」）

（1）入力条件

（A）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②I V A業務またはR S I業務で指定された通関業者であること。
- ③インボイス・パッキングリスト仕分情報の訂正の場合は、インボイス・パッキングリストDBに登録されている仕分情報登録を行った入力者と同一であること。

（B）入力項目チェック

（a）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（b）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（C）インボイス・パッキングリストDBチェック

- ①入力された電子インボイス受付番号がインボイス・パッキングリストDBに存在すること。
- ②申告業務が行われていないこと。
- ③I V A業務で200欄を超える登録がされていないこと。

（D）仕分けチェック

すべての欄の課税価格通貨コードが同一であること。

（E）特別緊急関税対象品目関連チェック

入力された品目コードがS S G対象品目DBに登録されていて、本業務が行われた日が適用期間内である場合で、価格チェック対象の場合は、課税価格が発動基準価格を下まわっていないこと^{*4}。

（*4）チェックの許容範囲は別途税関が定める。

また、E P A適用の場合に、入力された品目コードが特別緊急関税対象の品目であっても、システムに特別緊急関税対象品目チェック不要とする旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

（F）輸出入者関連チェック

輸出入者コード欄に入力された輸出入者コードまたは法人番号で以下のチェックを行う。

（a）輸出入者コードまたは法人番号が国内用輸出入者DBまたは法人番号管理DBに存在すること。

（b）たばこ特定販売業者チェック

- ①内国消費税等種別コード欄にたばこ特定販売業者用のコードが入力された場合は、たばこ特定販売業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であること。
- ②たばこ特定販売業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であり、かつ、内国消費税等種別コード欄にたばこ税及びたばこ特別税に対応するコードの入力がある場合は、内国消費税等種別コード欄はたばこ特定販売業者用のコードであること。

（c）航空運送事業者チェック

以下のいずれかに該当する場合は、航空運送事業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であること。

- ①運賃区分コード欄に「関税定率法施行令第1条の13第2項第3号に掲げる航空機用品等」に対応するコードの入力がある場合。
- ②輸出入貿易管理令別表コード欄に「別表1の7」に対応するコードの入力がある場合。

（G）保険関連チェック

保険区分コード欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

（a）包括保険番号が6桁の場合

- ①包括保険番号欄に入力された包括保険番号が保険DBに存在すること。
- ②申告予定年月日が保険DBに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。

- ③入力された輸入者の先頭8桁が保険DBに登録されている輸入者コードの先頭8桁と同一であること。または、入力された輸入者の先頭13桁が保険DBに登録されている法人番号の先頭13桁と同一であること。

ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

(b) 包括保険番号が8桁の場合

- ①包括保険番号欄に入力された包括保険番号が包括保険DBに存在すること。
- ②申告予定年月日が包括保険DBに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。
- ③入力された輸入者の先頭8桁が包括保険DBに登録されている輸入者コードの先頭8桁と同一であること。または、入力された輸入者の先頭13桁が包括保険DBに登録されている法人番号の先頭13桁と同一であること。
- ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。
- ④包括保険番号欄に入力された包括保険番号のステータスが「登録完了」状態（「包括保険確認登録（HKA）」業務を1度でも実施している）であること。ステータスについては「包括保険仮事項登録（HHA）」業務、業務仕様書（本文）7. 特記事項参照。

(H) 輸入包括評価申告関連チェック

包括評価申告受理番号欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

(a) 存在チェック

入力された包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告DBに存在すること。

(b) 有効期限チェック

申告予定年月日が輸入包括評価申告DBに登録されている有効期限内であること。

(c) 名義人チェック

入力された輸出入者の先頭8桁が輸入包括評価申告DBに登録されている輸入者コードの先頭8桁と同一であること。または、入力された輸出入者の先頭13桁が輸入包括評価申告DBに登録されている法人番号の先頭13桁と同一であること。

ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

(d) 補正区分コードチェック

- ①輸入包括評価申告DBに登録されている補正区分コードがIP是認または標準式に対応するコードのとき評価補正区分コード欄に補正額を加算または補正額を減算に対応するコードの入力がないこと。
- ②輸入包括評価申告DBに登録されている補正区分コードが非標準式に対応するコードのときは、評価補正区分コード欄にIP是認、補正額を加算または補正額を減算に対応するコードの入力があること。
- ③輸入包括評価申告DBに登録されている評価補正基礎価格条件コードが「CIF」または「C&I」であり、かつ、包括保険番号欄に包括保険番号の入力がある場合は、包括保険番号に係る保険DBまたは包括保険DBに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていないこと。

(e) 補正可否チェック

輸入包括評価申告DBに登録されている補正区分コードが標準式に対応するコードである場合は、以下の欄の入力により補正額が算出できること。

- ①インボイス合計額欄
- ②インボイス合計額通貨コード欄
- ③インボイス価格条件コード欄
- ④インボイス価格区分コード欄

- ⑤運賃区分コード欄
- ⑥運賃通貨コード欄
- ⑦運賃欄
- ⑧保険区分コード欄
- ⑨保険通貨コード欄
- ⑩保険金額欄
- ⑪包括保険番号欄
- ⑫評価補正区分コード欄
- ⑬評価補正基礎額通貨コード欄
- ⑭評価補正基礎額欄

(f) 運賃特例入力時の補正基礎価格条件チェック

運賃区分コード欄に「運賃特例（関税定率法施行令第1条の13第2項第6号に掲げる遅延貨物は除く。）」に対応するコードの入力がある場合は、輸入包括評価申告DBに登録されている評価補正基礎価格条件コードは「IP」、「FOB」、「FAS」または「EXW」であること。

(I) 原産地関連チェック

- (a) 原産地コード欄に入力されたコードに対応する原産地がシステムに登録されていること。
- (b) 原産地証明書識別欄に特恵用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、特恵税率が適用可能な原産地の入力であること。
- (c) 原産地コード欄に輸入の承認を受けなければならない原産地が入力された場合は、「輸入貿易管理令別表コード欄」に入力がないこと。
- (d) 原産地証明書識別欄に「原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う貨物（EPA用）」に対応するコードの入力がある場合は、原産地コード欄に「EPA協定締結国」に対応するコードの入力があること。

(J) 特恵例外関連チェック

原産地コード欄及び原産地証明書識別欄に特恵税率が適用可能な原産地及び原産地証明書に対応するコードの入力があり、かつ、原産地コード欄及び品目コード欄に入力された原産地及び品目コードが特恵例外DBに登録されている場合は、申告予定年月日が特恵停止期間内でないこと。

(K) 輸入品目関連チェック

- (a) 存在チェック

入力された品目コードが輸入品目DBに存在すること。
- (b) 有効期限チェック

申告予定年月日が輸入品目DBに登録されている有効期限内であること。
- (c) 統計計上識別チェック

輸入品目DBに金統計計上である旨の登録がされている場合は、NACCS用コード欄に「自国産品の再輸入貨物である場合」に対応するコードの入力がないこと。
- (d) 関税減免税チェック

輸入品目DBに関税減免税コードが登録されている場合は、入力された関税減免税コードと同一であること。

ただし、輸入品目DBに関税減免税コードの入力が必要と登録されている場合であっても、EPAに基づく税率が適用され、システムに関税減免税コードの入力が不要と登録されている品目の場合は、チェックを行わない。
- (e) 課税価格の総額チェック

輸入品目DBに課税価格の総額をチェックすべき品目である旨が登録されている場合は、当該仕分情報に係る課税価格の合計が定められた金額以下であること。

(f) 原産地証明書識別チェック

原産地証明書識別欄に「税関長が物品の種類または形状によりその原産地が明らかであると認めた物品で特惠用原産地証明書の提出を省略する場合」に対応するコードの入力がある場合は、輸入品目DBに特惠用原産地証明書不要である旨の登録がされていること。

(g) 自国関与例外品目チェック

輸入品目DBに自国関与例外品目である旨の登録がされている場合は、原産地証明書識別欄に「自国関与品で特惠用原産地証明書がある場合」に対応するコードの入力がないこと。

(h) 内国消費税等分類チェック

輸入品目DBに内国消費税等種別コードが登録されている場合は、内国消費税等種別コード欄に入力された内国消費税等種別コードの上位1桁と同一であること。

ただし、消費税用の内国消費税等種別コードが入力された場合は、チェックを行わない。

(i) 消費税課税・非課税チェック

①輸入品目DBに消費税が課税される旨の登録がされている場合は、内国消費税等種別コード欄に消費税課税用の内国消費税等種別コードが入力されていること。

②輸入品目DBに消費税が非課税である旨の登録がされている場合は、内国消費税等種別コード欄に消費税課税用の内国消費税等種別コードが入力されていないこと。

③入力された品目コードが消費税課税非課税対象品目である場合は、消費税課税用または非課税用(F O)いずれかの内国消費税等種別コードが入力されていること。

(j) 品目適用条件チェック

輸入品目DBに単位あたりの課税価格、重量等の適用条件が登録されている場合は、適用条件範囲内であること。

(k) 特惠適用チェック

申告予定年月日において輸入品目DBに特惠税率の登録がされていない場合は、原産地証明書識別欄に特惠用の原産地証明書に対応するコードの入力がないこと。

(l) 消費税に係る軽減税率適用不可チェック

内国消費税等種別コード欄に消費税に係る軽減税率を適用する旨のコードが入力されている場合は、輸入品目DBに消費税に係る軽減税率の適用が可能な旨の登録がされていること。

(L) 関税減免税関連チェック

(a) 存在チェック

関税減免(戻)税コード欄に入力された関税減免税コードが輸入関税減免税コードDBに存在すること。

(b) 有効期限チェック

申告予定年月日が輸入関税減免税コードDBに登録されている有効期限内であること。

(c) INN品目等チェック

関税減免税コード欄にINN品目等に係る減免税コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①輸入品目DBにINN品目等である旨が登録されていること。

②原産地コード欄にWTO協定税率が適用可能な原産地コードが入力されていること。

③原産地証明書識別欄に原産地が確認できない貨物である旨のコード(4桁目がN)以外の原産地証明書識別コードが入力されていること。(ただし、NACCS用コード欄に「Y」の入力がある場合は、原産地コード及び原産地証明書識別欄はいずれのコードでも良い。)

(d) 統計計上除外チェック

輸入関税減免税コードDBに統計計上除外貨物入力不可の旨が登録されている場合は、NACCS用コード欄に「統計基本通達21-2(普通貿易統計計上除外貨物)に掲げる貨物」に該当する品目に対応するコードの入力がないこと。

(e) 適用品目チェック

＜A＞少額貨物の簡易税率適用品目コードの入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに減税・控除である旨の登録がされていること。

＜B＞内国消費税等種別コード欄に不当廉売関税に対応するコードの入力がある場合

①輸入関税減免税コードDBに減税である旨の登録がされていないこと。

②輸入関税減免税コードDBに軽減税率である旨の登録がある場合は、内国消費税等減免税コード欄に不当廉売関税用の内国消費税等減免税コードの入力がないこと。

(f) 入力形式チェック

関税が無税の場合は、輸入関税減免税コードDBに免税または減税・控除である旨の登録がされていないこと。

ただし、内国消費税等種別コード欄に報復関税、相殺関税または対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、チェックを行わない。

(g) 内国消費税等減免税チェック

＜A＞輸入関税減免税コードDBに内国消費税等減免税コードが登録されている場合は、以下のいずれかに合致すること。

①入力された内国消費税等減免税コードと同一であること。

②内国消費税等減免税コード欄に入力がないこと。

＜B＞内国消費税等種別コード欄に報復関税、相殺関税または対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①輸入関税減免税コードDBに軽減税率である旨の登録がされていないこと。

②輸入関税減免税コードDBに内国消費税等減免税コードが登録されていること。

③関税を免税にする旨の入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに登録されている内国消費税等減免税コードは免税であること。

④関税を減税・控除にする旨の入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに登録されている内国消費税等減免税コードは減税・控除であること。

(h) 原産地証明書識別チェック

関税暫定措置法第8条に係る関税減免税コードの入力がある場合は、原産地証明書識別欄に特惠に係る原産地証明書に対応するコードの入力がないこと。

(M) 内国消費税等種別関連チェック

内国消費税等種別コード欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

(a) 消費税非課税用のコード（F0）が入力された場合

①消費税に係る内国消費税等減免税コードの入力がないこと。

(b) 消費税非課税用のコード（F0）以外が入力された場合

①入力された内国消費税等種別コードが内国消費税等種別DBに存在すること。

②申告予定年月日が内国消費税等種別DBに登録されている有効期限内であること。

③内国消費税等種別DBにアルコール度数の適用範囲が登録されている場合（酒税）は、内国消費税等種別コード欄に入力されたアルコール度数は適用範囲内であること。

(N) 内国消費税等減免税関連チェック

(a) 存在チェック

入力された内国消費税等減免税コードがシステムに登録されていること。

(b) 有効期限チェック

申告予定年月日が登録されている有効期限内であること。

(c) 入力形式チェック

①内国消費税等減免税コード欄に不当廉売関税用の免税である旨のコードの入力がある場合は、関税減免（戻）税コード欄に入力があること。

②内国消費税等減免税コード欄に報復関税用、相殺関税用または対抗関税用のコードの入力がある場合は、関税減免（戻）税コード欄に入力があること。

（d）石油石炭税特例納付チェック

内国消費税等減免税コード欄に石油石炭税特例納付用に対応するコードの入力がある場合は、石油石炭税が課税されるすべての欄の内国消費税等減免税コード欄に石油石炭税特例納付に対応するコード以外の入力がないこと。

（O）特殊関税適用品目関連チェック

①内国消費税等種別コード欄に不当廉売関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に不当廉売関税適用品目の入力があること。

②内国消費税等種別コード欄に緊急関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に緊急関税適用品目の入力があること。

③内国消費税等種別コード欄に報復関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に報復関税適用品目の入力があること。

④内国消費税等種別コード欄に相殺関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に相殺関税適用品目の入力があること。

⑤内国消費税等種別コード欄に対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に対抗関税適用品目の入力があること。

⑥入力された品目コードが緊急関税適用品目である場合は、内国消費税等種別コード欄に緊急関税に対応するコードの入力があること。

⑦内国消費税等種別コード欄に緊急関税に対応するコードの入力がある場合は、関税減免（戻）税コード欄及び緊急関税に係る内国消費税等減免税コード欄に入力がないこと。

⑧入力された品目コードが報復関税適用品目である場合は、内国消費税等種別コード欄に報復関税に対応するコードの入力があること。

（P）EPA関連チェック

（a）EPA適用可能原産地チェック

原産地証明書識別欄にEPA用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①EPA用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、原産地コード欄に当該EPAの適用可能な原産地の入力であること。

②EPA用原産品申告書の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、原産地コード欄に当該EPA用原産品申告書の適用可能な原産地の入力であること。

（b）少額扱いのEPAの価格チェック

原産地証明書識別欄に少額扱いのEPAの旨のコードが入力されている場合で、以下の①および②の条件を満たす欄毎の課税価格の合計額が200,000円以下であること。

①原産地コードが同一であること。

②原産地証明書識別の先頭2桁（原産地（申告）種別）が同一であること、または、原産地証明書識別が同一の協定として登録されていること。

（c）原産地証明書識別チェック

原産地証明書識別欄に「税関長が物品の種類または形状によりその原産地が明らかであると認めた物品でEPAに基づく原産地証明書の提出を省略する場合」に対応するコードの入力がある場合は、システムのEPA用の原産地証明書が不要である旨の登録がされていること。

（d）EPA関税割当品目チェック

①入力された品目コードがEPA関税割当品目である旨の登録がされている場合は、原産地証明書識別欄に「EPA関税割当品目でEPA関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力があること。

- ②入力された品目コードがEPA関税割当品目である旨の登録がされていない場合は、原産地証明書識別欄に「EPA関税割当品目でEPA関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力がないこと。

(Q) その他のチェック

- ①申告等予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。
- ②1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。
- ③ベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）欄に入力がある場合は、入力された値はベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）欄に入力された按分係数の合計以上であること。
- ④運賃区分コード欄に運賃特例（関税定率法施行令第1条の13第2項第6号に掲げる遅延貨物は除く）に対応するコードの入力がある場合は、インボイス価格条件コード欄に「FOB」以外の入力がないこと。
- ⑤運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、保険区分コード欄に包括保険に対応するコードの入力がないこと。

(2) 処理内容

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(B) 重量換算処理（航空のみ）

入力重量の単位が「LBR（ポンド）」の場合は、「KGM（キログラム）」換算をする。

①換算式

$$\text{入力重量} \times 0.45359$$

（1 LBR = 0.45359 KGMとする）

②端数処理

小数点以下2位を切り上げ、小数点以下1位が5以下の場合は5とし、6以上の場合は、1位へ繰り上げ0とする。

（例）10.46 → 10.5

10.56 → 11.0

(C) 邦貨換算処理

インボイス合計額通貨コード欄、運賃通貨コード欄、保険通貨コード欄及び評価補正基礎額通貨コード欄に入力された通貨コードが「JPY」以外の場合は、それぞれの価格等を邦貨に換算する。

(a) 処理条件

- ①入力された通貨コードにより「税額計算用」換算レートを適用する。
- ②申告等予定年月日が翌週の場合は、翌週の換算レートを適用する。
- ③邦貨への換算は入力項目単位に行う。

(b) 換算式

$$\text{入力金額} \times \text{適用レート}$$

なお、換算の都度、円位未満を切り捨てる。

(D) 課税価格算出処理

(a) 課税価格合計の算出

＜A＞全欄運賃特例以外の場合

＜a＞保険区分コード欄が無保険に対応するコード以外の場合

(ア) インボイス価格条件コードがC I F価格の場合

「インボイス合計額+運賃^{*5}+補正額」を課税価格合計とする。

(＊5) 運賃区分コード欄に「インボイス等上の運賃より実際の運賃が上まわっているための差額運賃」に対応するコードの入力を伴って運賃欄に入力された運賃

(イ) インボイス価格条件コードがC & F価格の場合

「インボイス合計額+運賃^{*5}+保険料+補正額」を課税価格合計とする。

なお、保険料は以下に求める。

①保険区分コード欄に個別の保険に対応するコードの入力がある場合

保険金額欄に入力された金額を保険料とする。

②保険区分コード欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合

・ 保険D Bまたは包括保険D Bに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されている場合、以下の通り、保険料を算出する。

包括保険番号に登録されている保険識別がC & Fの場合：(インボイス合計額+運賃^{*5}+補正額) × 保険料指数^{*6}

なお、包括保険番号に登録されている保険識別がF O Bの場合はエラーとする。

・ 保険D Bまたは包括保険D Bに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていない場合、以下の通り、保険料を算出する。

包括保険番号に登録されている保険識別がC & Fの場合：(インボイス合計額+運賃^{*5}) × 保険料指数^{*6}

なお、包括保険番号に登録されている保険識別がF O Bの場合はエラーとする。

(＊6) 保険D Bまたは包括保険D Bに登録されている保険料指数。

ただし、求めた保険料が保険D Bまたは包括保険D Bに登録されている最低保険料より低い場合には、その最低保険料を保険料とする。ただし、H H A業務において、最低保険料を月単位で登録している場合は、比較を行わず、求めた保険料を保険料とする。

③保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

保険料自動計算式^{*7}により算出された金額を保険料とする。

(＊7) 税関長公示額における「通常要すると認められる保険料の額」に示される計算式に基づき、保険料自動計算適用管理D Bに登録されている「C & F価格+補正額」の価格帯に応じた保険料自動計算式。

なお、「補正額の算出」において保険料自動計算式が用いられる場合は、補正額を0として自動計算式を適用し、補正額を算出する。

④保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードの入力がある場合

保険金額欄に入力された金額を保険料とする。

(ウ) インボイス価格条件コードがC & I 価格の場合

「インボイス合計額+運賃^{*8}+補正額」を課税価格合計とする。

(＊8) 運賃按分識別欄に重量按分に対応するコードの入力がある場合の運賃は以下による。

入力された運賃 × (1 - $\frac{\text{重量按分の旨の入力がある欄の重量合計}}{\text{全欄の重量合計}}$) を運賃とする。

運賃按分識別欄に容量按分に対応するコードの入力された場合の運賃は以下による。

入力された運賃 $\times$ $(1 - \frac{\text{容量按分の旨の入力がある欄の容量合計}}{\text{全欄の容量合計}})$ を運賃とする。

(エ) インボイス価格条件コードがF O B価格の場合

「インボイス合計額+運賃^{*8}+保険料+補正額」を課税価格合計とする。

なお、保険料は以下に求める。

①保険区分コード欄に個別の保険に対応するコードの入力がある場合

保険金額欄に入力された金額を保険料とする。

②保険区分コード欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合

・ 保険D Bまたは包括保険D Bに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されている場合、以下の通り、保険料を算出する。

包括保険番号に登録されている保険識別がC & Fの場合：(インボイス合計額+運賃^{*8}+補正額) $\times$ 保険料指数^{*6}

包括保険番号に登録されている保険識別がF O Bの場合：(インボイス合計額+補正額) $\times$ 保険料指数^{*6}

・ 保険D Bまたは包括保険D Bに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていない場合、以下の通り、保険料を算出する。

包括保険番号に登録されている保険識別がC & Fの場合：(インボイス合計額+運賃^{*8}) $\times$ 保険料指数^{*6}

包括保険番号に登録されている保険識別がF O Bの場合：インボイス合計額 $\times$ 保険料指数^{*6}

③保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

保険料自動計算式^{*7}により算出された金額を保険料とする。

なお、自動計算に用いるC & F価格は「インボイス価格+入力された運賃」とする。

④保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードの入力がある場合

保険金額欄に入力された金額を保険料とする。

< b > 保険区分コード欄に無保険に対応するコードの入力がある場合

(ア) インボイス価格条件コードがC & F価格の場合

「インボイス合計額+運賃^{*5}+補正額」を課税価格合計とする。

(イ) インボイス価格条件コードがF O B価格の場合

「インボイス合計額+運賃^{*8}+補正額」を課税価格合計とする。

< B > 全欄運賃特例の場合 (運賃区分コード欄に運賃特例 (関税定率法施行令第1条の13第2項第6号に掲げる遅延貨物は除く) に対応するコードの入力がある場合)

< a > 運賃欄に入力がない場合

(ア) 保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

運賃及び保険料自動計算式^{*9}により算出された金額を運賃及び保険料とし、「インボイス価格+運賃+保険料+補正額」を課税価格合計とする。

(* 9) 税関長公示額における「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」に示される計算式に基づき、運賃特例自動計算適用管理D Bに登録されている「F O B価格+補正額」の価格帯に応じた運賃及び保険料自動計算式。

なお、「補正額の算出」において運賃及び保険料自動計算式が用いられる場合は、補正額を0として自動計算式を適用し、補正額を算出する。

- (イ) 保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードまたは「個別の保険」に対応するコードの入力がある場合

運賃自動計算式*¹⁰により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃+入力された保険料+補正額」を課税価格合計とする。

(＊10) 税関長公示額における「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」に示される計算式に基づき、運賃特例自動計算適用管理DBに登録されている「FOB価格+補正額」の価格帯に応じた運賃自動計算式。

なお、「補正額の算出」において運賃自動計算式が用いられる場合は、補正額を0として自動計算式を適用し、補正額を算出する。

- (ウ) 保険区分コード欄に「無保険」に対応するコードの入力がある場合

運賃自動計算式*¹⁰により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃+補正額」を課税価格合計とする。

運賃欄に入力がある場合

- (ア) 保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

また、運賃区分コード欄に「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードの入力がある場合は、以下の②を課税価格合計とする。

①運賃及び保険料自動計算式*⁹により自動計算された金額を運賃及び保険料とし、「インボイス価格+運賃+保険料+補正額」により算出された課税価格合計。

②保険料自動計算式*⁷により自動計算された金額を保険料とし、「インボイス価格+入力された運賃+保険料+補正額」により算出された課税価格合計。

- (イ) 保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードまたは「個別の保険」に対応するコードの入力がある場合

運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

また、運賃区分コード欄に「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードの入力がある場合は、以下の②を課税価格合計とする。

①運賃自動計算式*¹⁰により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃+入力された保険料+補正額」により算出された課税価格合計。

②「インボイス価格+入力された運賃+入力された保険料+補正額」により算出された課税価格合計。

- (ウ) 保険区分コード欄に「無保険」に対応するコードの入力がある場合

運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

また、運賃区分コード欄に「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードの入力がある場合は、以下の②を課税価格合計とする。

①運賃自動計算式*¹⁰により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃+補正額」により算出された課税価格合計。

②「インボイス価格+入力された運賃+補正額」により算出された課税価格合計。

- (エ) 保険区分コード欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合

運賃区分コード欄に「運賃率表等に基づき入力する」旨のコードの入力がある場合は、「インボイス価格+入力された運賃+保険料+補正額」を課税価格合計とする。

なお、保険料は以下に求める。

①保険DBまたは包括保険DBに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されている場合、以下の通り、保険料を算出する。

包括保険番号に登録されている保険識別がC & Fの場合：（インボイス価格＋入力された運賃＋補正額）× 保険料指数^{*6}

包括保険番号に登録されている保険識別がF O Bの場合：（インボイス価格＋補正額）× 保険料指数^{*6}

②保険DBまたは包括保険DBに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていない場合、以下の通り、保険料を算出する。

包括保険番号に登録されている保険識別がC & Fの場合：（インボイス価格＋入力された運賃）× 保険料指数^{*6}

包括保険番号に登録されている保険識別がF O Bの場合：インボイス価格× 保険料指数^{*6}

<C>評価補正区分コード欄に手計算による課税価格の総額に対応するコードが入力された場合は、評価補正基礎額欄に入力された金額を課税価格合計とする。

(b) 補正額の算出

<A>評価補正基礎額欄に評価補正額が入力された場合

<a>評価補正区分コード欄に補正額を加算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。

評価補正区分コード欄に補正額を減算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。

なお、補正額は負とする。

評価補正区分コード欄にI P是認に対応するコードの入力がある場合は、補正額の計算は行わない。

<C>包括評価申告受理番号欄に入力があり、かつ、評価区分コード欄に評価区分コードの入力がない場合（輸入包括評価申告DBに登録されている補正区分コードが「BP申請」の場合は、補正額の計算は行わない）

<a>輸入包括評価申告DBに登録されている補正式が標準式で「補正基礎額×補正率」を補正額とする場合は、補正基礎額は以下により算出する。（以下、「補正基礎額算出処理」という。

(ア) 評価補正基礎価格条件がF O B価格の場合

①インボイス価格条件コードがF O B価格の場合

「インボイス合計額」を補正基礎額とする。

②インボイス価格条件コードがF O B価格以外の場合

F O B価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

(イ) 評価補正基礎価格条件がC & I 価格の場合

①インボイス価格条件コードがC & I 価格の場合

「インボイス合計額」を補正基礎額とする。

②インボイス価格条件コードがF O B価格の場合

「インボイス合計額＋保険料^{*11}」を補正基礎額とする。

(* 1 1)「全欄運賃特例以外」、「保険区分コード欄が無保険に対応するコード以外」、「インボイス価格条件コードがF O B価格またはC & F 価格」のすべてを満たす場合に算出した保険料。なお、保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、保険料自動計算式^{*17}により算出された金額を保険料とする。

③インボイス価格条件コードがC I F 価格またはC & F 価格の場合

C & I 価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

- (ウ) 評価補正基礎価格条件がC & F 価格の場合
 - ①インボイス価格条件コードがC & F 価格の場合
「インボイス合計額+運賃*⁵」を補正基礎額とする。
 - ②インボイス価格条件コードがF O B 価格の場合
「インボイス合計額+運賃*⁸」を補正基礎額とする。
 - ③インボイス価格条件コードがC I F 価格またはC & I 価格の場合
C & F 価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。
- (エ) 評価補正基礎価格条件がC I F 価格の場合
 - ①インボイス価格条件コードがC I F 価格の場合
「インボイス合計額+運賃*⁵」を補正基礎額とする。
 - ②インボイス価格条件コードがC & I 価格の場合
「インボイス合計額+運賃*⁸」を補正基礎額とする。
 - ③インボイス価格条件コードがC & F 価格の場合
「インボイス合計額+保険料*¹¹」を補正基礎額とする。
 - ④インボイス価格条件コードがF O B 価格の場合
「インボイス合計額+運賃*⁸+保険料*¹¹」を補正基礎額とする。
- (オ) 評価補正基礎価格条件がI P 価格の場合
「インボイス合計額」を補正基礎額とする。
- (カ) 評価補正基礎価格条件がF A S 価格の場合
F A S 価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。
- (キ) 評価補正基礎価格条件がE X W 価格の場合
E X W 価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。
- < b > 輸入包括評価申告DBに登録されている補正式が標準式で「補正基礎額1×補正率1+補正基礎額2×補正率2」を補正額とする場合
補正基礎額1及び2は補正基礎額算出処理により算出する。
- < c > 輸入包括評価申告DBに登録されている補正式が非標準式の場合
 - (ア) 評価補正区分コード欄に補正額を加算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
 - (イ) 評価補正区分コード欄に補正額を減算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
なお、補正額は負とする。
 - (ウ) 評価補正区分コード欄にI P 是認に対応するコードの入力がある場合は、補正額の計算は行わない。
- < d > 輸入包括評価申告DBの評価結論が「I P 是認」の場合は、補正額の計算は行わない。
- < D > 包括評価申告受理番号欄に入力があり、かつ、評価区分コード欄に評価区分コードの入力がある場合
 - < a > 評価補正区分コード欄に補正額を加算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
 - < b > 評価補正区分コード欄に補正額を減算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
なお、補正額は負とする。
 - < c > 評価補正区分コード欄にI P 是認に対応するコードの入力がある場合は、補正額の計算は行わない。

- <E>評価区分コード欄に個別評価申告を適用するものに対応するコードの入力がある場合
- <a>評価補正補正式欄に「標準式」の入力がある場合
「補正基礎額×補正率」を補正額とする。
補正基礎額は補正基礎額算出処理により算出する。
- 評価補正補正式欄に入力がない場合
- (ア) 評価補正区分コード欄に補正額を加算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
- (イ) 評価補正区分コード欄に補正額を減算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
- なお、補正額は負とする。
- (ウ) 評価補正区分コード欄にIP是認に対応するコードの入力がある場合は、補正額の計算は行わない。
- (c) 欄単位の課税価格の算出
- <A>課税価格欄に手計算により算出した課税価格が入力された場合
課税価格欄に入力された金額を課税価格とする。
- ベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）欄に按分係数の入力がある場合

$$\frac{\text{課税価格合計}^{*12} \times \text{入力されたベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）}}{\text{ベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）}^{*13}}$$
を課税価格とする。
- (*12) 全欄運賃特例以外の場合に算出した課税価格合計とする。
- (*13) ベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）は以下により決定する。
- ①ベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）欄に入力がない場合は、ベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）が入力された欄の按分係数の合計とする。
- ②ベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）欄に入力がある場合は、入力値。
- <C>ベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）欄及び課税価格欄に入力がない場合（欄数が1欄の場合に限る。）
算出した課税価格合計を課税価格とする。
- (d) 端数処理
発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。
- (E) 関税課税標準数量換算処理
- (a) 換算処理
従量税率を適用する場合は、数量（1）欄または数量（2）欄を関税課税標準数量単位に基づき関税課税標準数量に換算する。
ただし、数量（1）欄及び数量（2）欄いずれも換算可能な場合は、数量（1）欄により換算を行う。
- (b) 端数処理
- <A>酒税、揮発油税・地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税が課税される場合
酒税……………10ミリリットル位未満切り捨て
揮発油税・地方揮発油税…リットル位未満切り捨て
石油ガス税……………キログラム位未満切り捨て
石油石炭税……………リットル位またはキログラム位未満切り捨て（ただし、重量・容量相互の換算は行わない。）
- 酒税、揮発油税・地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税以外の内国消費税が課税される場合
①関税率が円以上2桁までの場合は、関税課税標準数量の整数位までとし、それ未満は切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
	3. 3 6円／KG	8, 5 4 7. 8 KG
		↓
		8, 5 4 7 KG

②関税率が円以上3桁の場合は、関税課税標準数量の小数点以下1位までとし、それ未満は切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
	1 1 3. 2 0円／KG	4, 8 5 5. 7 8 KG
		↓
		4, 8 5 5. 7 KG

③関税率が順次円以上n桁の場合は、関税課税標準数量の小数点以下(n-2)位までとし、それ未満は切り捨てる。

(F) 関税課税標準決定処理

(a) 従価税率が適用される場合

欄単位に算出した課税価格を関税課税標準額とする。

(b) 従量税率が適用される場合

関税課税標準数量換算処理により算出した数量を関税課税標準数量とする。

(c) 従価・従量併用税率が適用される場合

欄単位に算出した課税価格を関税課税標準額とし、関税課税標準数量換算処理により算出した数量を関税課税標準数量とする。

(G) 関税率の決定

関税減免税コード欄にINN品目等に係る減免税コードの入力がある場合は、関税率を「FREE」とする。それ以外の場合は、品目コード欄、NACCS用コード欄、原産地コード欄、原産地証明書識別欄に入力されたコード及び以下の条件により関税率を決定する。

EPA税率を適用できる場合は、EPA税率とWTO協定税率の比較を行い、低い関税率を協定税率として適用する。

輸入品目DBに協定・暫定要比較または協定・基本要比較の登録がある場合は、低い関税率を適用する。

なお、税率の比較にあたっては各税率を基に関税額を算出の上、関税額の比較を行い、低い税額となる税率を適用する。

比較用の関税額が同額となる場合は、以下のとおりとする。

- ①暫定税率とWTO協定税率が同額の場合は、暫定税率を適用する。
- ②基本税率とWTO協定税率が同額の場合は、基本税率を適用する。
- ③暫定税率とEPA税率が同額の場合は、暫定税率を適用する。
- ④基本税率とEPA税率が同額の場合は、基本税率を適用する。
- ⑤WTO協定税率とEPA税率が同額の場合は、WTO協定税率を適用する。

また、比較用の関税額算出においては、実際の関税額算出と以下の点が異なる。

- ①従価税と従価税を比較する場合で、関税課税標準額が1,000円未満となる場合は、1,000円未満を切り捨てる前の額を課税標準として比較用の関税額を算出する。
- ②従量税と従量税を比較する場合で、端数処理後の関税課税標準数量が0となる場合は、端数処理を行う前の数量を課税標準として比較用の関税額を算出する。
- ③比較用の関税額算出においては、算出した比較用の関税額は小数点以下6位までとし、それ未満を切り捨てる。

(a) 特惠税率の適用

＜A＞特別特惠税率（無税）は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

- ①原産地コード欄に特別特惠受益国に対応するコードの入力があること。
- ②原産地証明書識別欄に特惠に対応するコードの入力があること。
- ③品目コード欄に特別特惠制度適用品目の入力があること。

ただし、申告予定年月日において輸入品目DBまたは国DBに特別特惠に係る停止条件が登録されている場合は、特別特惠税率及び特惠税率以外の税率を適用する。

また、申告予定年月日において、特別特惠受益国及び特別特惠制度適用品目の組み合わせにより、特別特惠の除外となっている場合は特別特惠税率以外の税率を適用する。

＜B＞特惠税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

- ①原産地コード欄に特惠受益国に対応するコードの入力があること。
- ②原産地証明書識別欄に特惠に対応するコードの入力があること。
- ③品目コード欄に特惠制度適用品目の入力があること。

ただし、申告予定年月日が輸入品目DBに登録されている特惠適用期間外である場合は、特惠税率以外の税率を適用する。

(b) EPAに基づく税率の適用

EPAに基づく税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

- ①原産地コード欄に、EPAに基づく税率の適用国に対応するコードの入力があること。
- ②原産地証明書識別欄にEPAに対応するコードの入力があること。
- ③品目コード欄にEPA対象品目の入力があり、かつ、適用期間内であること。

(d) WTO協定税率の適用

WTO協定税率はWTO協定税率適用品目であり、かつ、以下のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

- ①原産地コード欄にWTO協定税率適用国に対応するコードの入力があり、かつ、原産地証明書識別欄にWTO協定税率を適用する旨のコードの入力がある場合。
- ②NACCS用コード欄に自国産品の再輸入貨物である旨のコードの入力がある場合。
- ③特惠税率が適用できない場合。
- ④EPAに基づく税率が適用できない場合。

(e) 暫定税率の適用

暫定税率は暫定税率適用品目であり、かつ、以下の条件を満たす場合に適用する。

- ①特惠税率、EPAに基づく税率及びWTO協定税率が適用されなかった場合。
- ②原産地証明書識別欄に「原産地が確認できない」旨のコードの入力がある場合。

(f) 基本税率の適用

特惠税率、EPAに基づく税率、WTO協定税率及び暫定税率が適用されなかった場合は、基本税率を適用する。

(H) 差額関税の税率端数処理

差額関税が適用される場合は、以下により関税率の端数処理を行う。

- ①関税課税標準数量の整数位の桁数が1桁の場合は、税率の円未満の端数を切り捨てる。
- ②関税課税標準数量の整数位の桁数が2桁の場合は、税率の小数第1位未満の端数を切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
	356.73181円/KG	23.2KG
	↓	
	356.7円/KG	

- ③関税課税標準数量の整数位の桁数が順次整数位以上n桁の場合は、税率の小数点以下（n－1）位までとし、それ未満の端数は切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
	356.73181円/KG	67,723.2KG
	↓	
	356.7318円/KG	

(I) 関税額の算出

(a) 従価税率を適用する場合

「関税課税標準額^{*14}×関税率」を関税額とする。

(^{*14}) 関税課税標準額は1,000円未満を切り捨てた額。

(b) 従量税率を適用する場合

「関税課税標準数量×関税率」を関税額とする。

(c) 従価・従量併用税率を適用する場合

従価税率の適用により算出した税額と従量税率の適用により算出した税額の合計額を関税額とする。

(d) 端数処理

関税額の算出において発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(J) 内国消費税等課税標準数量の換算

(a) 換算処理

従量税率を適用する場合は、数量(1)欄または数量(2)欄を内国消費税等課税標準数量単位に基づき内国消費税等課税標準数量に換算する。

ただし、数量(1)欄及び数量(2)欄いずれも換算可能な場合は、数量(1)欄により換算を行う。

(b) 端数処理

酒税……………10ミリリットル位未満切り捨て

揮発油税・地方揮発油税…………リットル位未満切り捨て

石油ガス税……………キログラム位未満切り捨て

たばこ税及びたばこ特別税…本位未満切り捨て(ただし重量から本数への換算は行わない。)

石油石炭税……………リットル位またはキログラム位未満切り捨て(ただし、重量・容量の相互の換算は行わない。)

(K) 内国消費税等課税標準決定処理

内国消費税等種別コード欄に消費税非課税用のコード(F0)の入力がある場合は、以下の処理を行わない。消費税非課税用のコード(F0)以外の入力がある場合は、以下の処理を行う。

(a) 従価税率が課税される場合

<A>内国消費税等種別コード欄に特殊関税に対応するコードの入力がある場合

「関税課税標準額」を内国消費税等課税標準額とする。

内国消費税等種別コード欄に消費税に対応するコードの入力がある場合

①消費税以外に内国消費税または特殊関税が課税されていない場合

「関税課税標準額+関税額^{*15}」を内国消費税等課税標準額とする。

(^{*15}) 関税額の100円未満を切り捨てた額。

②消費税以外に内国消費税または特殊関税が課税されている場合

「関税課税標準額+関税額^{*15}+内国消費税等税額^{*16}」を内国消費税等課税標準額とする。

(^{*16}) 算出される消費税以外の内国消費税等税額(特殊関税を含む)について100円未満を切り捨てた額。

なお、内国消費税等減免税コード欄に「石油石炭税特例納付」が入力された場合は、石油石炭税額を仮に算出し100円未満を切り捨てた額。

③消費税以外に石油石炭税及び揮発油税・地方揮発油税が課税されている場合

「関税課税標準額+関税額^{*15}+石油石炭税額^{*16}+揮発油税・地方揮発油税額^{*16}」を内国消費税等課税標準額とする。

<C>内国消費税等種別コードが地方消費税の場合

①消費税額が100円以上の場合

「消費税額^{*17}」を内国消費税等課税標準額とする。

(^{*17}) 算出される消費税額について100円未満を切り捨てた額。

②消費税額が100円未満の場合

地方消費税は課税されないため内国消費税等課税標準額は算出しない。

(b) 従量税率が課税される場合

<A>内国消費税等種別コード欄に揮発油税・地方揮発油税に対応するコードの入力がある場合

「内国消費税等課税標準数量^{*18} - (内国消費税等課税標準数量^{*18} × 控除率^{*19})」を内国消費税等課税標準数量とする。

(^{*18}) 算出した内国消費税等課税標準数量。

(^{*19}) 控除率は内国消費税等種別DBに登録されている揮発油税・地方揮発油税の控除率。

内国消費税等種別コード欄に揮発油税・地方揮発油税に対応するコード以外を入力がある場合

算出した内国消費税等課税標準数量とする。

(L) 内国消費税等税額の算出

内国消費税等種別コード欄に消費税非課税用のコード(F0)の入力がある場合は、以下の処理を行わない。消費税非課税用のコード(F0)以外を入力がある場合は、以下の処理を行う。

(a) 従価税率が課税される場合

「内国消費税等課税標準額^{*20} × 内国消費税等税率^{*21}」を内国消費税等税額とする。

(^{*20}) 内国消費税等課税標準額は、1,000円未満を切り捨てた額。

ただし、地方消費税の場合を除く。

(^{*21}) 内国消費税等種別DBに登録されている内国消費税等税率。

(b) 従量税率が課税される場合

「内国消費税等課税標準数量 × 内国消費税等税率^{*21}」を内国消費税等税額とする。

ただし、内国消費税等減免税コード欄に石油石炭税特例納付である旨のコードの入力がある場合は、石油石炭税の税額は算出しない。

(c) 端数処理

内国消費税等税額の算出において発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(M) 大額・少額判定処理

(a) 仮統合処理

以下の項目がすべて同一の欄毎に統合を行う。また、NACCS用コード欄のNACCS用に自国産品の再輸入貨物である旨のコードが入力された欄については、自国産品の再輸入貨物である旨のコードが入力された欄を対象に統合を行う。

ただし、関税率の種別が差額関税、複合税率である欄については統合しない。

①品目コード

②原産国コード

③原産地証明書識別

④関税減免(戻)税コード

⑤内国消費税等種別コード

⑥内国消費税等減免税コード

⑦関税率の区分(特惠税率、WTO協定税率、暫定税率、基本税率)

⑧関税率の種別(従価税、従量税、併用税率、選択税率(高い税額)、選択税率(低い税額))

⑨関税率

⑩内国消費税等税率

(b) 判定処理

以下のいずれかの条件を満たしているものを統合の子も含めて大額とし、残りを少額とする。

- ①仮統合の親の統合後申告価格が201,000円以上であること。
- ②仮統合を行わなかった欄の申告価格が201,000円以上であること。

(N) 大額統合処理

(a) 統合判定処理

「仮統合処理」の条件に加えて以下の項目がすべて同一の欄毎に統合を行う。

- ①按分係数及び課税価格の入力有無のパターン
- ②運賃按分識別
- ③輸出入貿易管理令別表コード
- ④統計除外である旨のコード入力の有無

(b) 集計処理

統合対象については按分係数、ベーシックプライス金額（課税価格）、数量（1）及び数量（2）の数量を集計する。集計の単位は以下のとおりである。

- ①統合の親が統計計上対象欄の場合は統計数量単位で集計する。集計の結果は統計単位の小数点以下3位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。
従量税適用の場合は課税標準単位で集計する。集計の結果は課税標準単位の小数点以下3位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。
- ②重量按分の欄が仕分情報内に存在する場合はキログラムで集計する。集計の結果はキログラムの小数点以下3位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。
- ③容量按分の欄が仕分情報内に存在する場合は立方メートルで集計する。集計の結果は立方メートルの小数点以下3位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。
- ④上記のいずれにも該当しない場合は数量の集計は行わない。単位も出力しない。

(O) 少額合算処理

以下の処理を、有税品と無税品に分けてそれぞれで行う。

(a) 少額合算除外対象判定

以下のいずれかの条件を満たしているものを少額合算除外対象とする。除外対象となった欄は「少額合算除外欄処理」の処理対象とする。

- ①関税減免（戻）税コードに入力がある欄
- ②消費税、地方消費税以外の内国消費税の入力がある欄
- ③自国産品の再輸入貨物である旨のコードが入力された欄
- ④特惠税率適用欄
- ⑤少額合算手入力に除外の旨が入力された欄
- ⑥内国消費税等減免税コードに入力がある欄

(b) 少額合算入力チェック

少額合算対象欄の按分係数及び課税価格の入力の有無、運賃按分識別がすべて同一であること。

(c) 少額合算の親欄選択

- ①少額合算手入力に親指定の入力がある欄を親とする。複数欄に親指定がある場合は第一発生欄を対象とする。
- ②上記に該当しない場合、少額合算は行わない。

(d) 集計処理

少額合算対象については按分係数、ベーシックプライス金額（課税価格）、数量（1）及び数量（2）の数量を集計する。集計の単位は以下のとおりである。

- ①親欄が従量税適用の場合は課税標準単位で集計する。集計の結果は課税標準単位の小数点以下3位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。また、課税標準単位に換算できない欄があり集計できなかった場合、集計はしないが単位だけは出力する。

- ②重量按分の欄が仕分情報内に存在する場合はキログラムで集計する。集計の結果はキログラムの小数点以下3位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。
- ③容量按分の欄が仕分情報内に存在する場合は立方メートルで集計する。集計の結果は立方メートルの小数点以下3位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。
- ④上記のいずれにも該当しない場合は数量の集計は行わない。単位も出力しない。

(e) 少額合算除外欄処理

少額合算除外欄のうち「少額合算除外対象判定」における下記条件のいずれかを満たしている欄について以下の処理を行う。なお、少額合算手入力に除外の旨が入力された欄については欄統合を行わないものとする。

＜A＞対象欄を「仮統合処理」の条件に以下の条件を加えて統合を行う。

- ①按分係数及びベーシックプライス金額（課税価格）の入力有無のパターン
- ②運賃按分識別
- ③輸出入貿易管理令別表コード
- ④統計除外である旨のコード入力の有無

＜B＞統合対象については按分係数、ベーシックプライス金額（課税価格）、数量（1）及び数量（2）の数量を集計する。集計の単位は以下のとおりである。

- ①親欄が従量税適用の場合は課税標準単位で集計する。集計の結果は課税標準単位の小数点以下3位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。また、課税標準単位に換算できない欄があり集計できなかった場合、集計はしないが単位だけは出力する。
- ②重量按分の欄が仕分情報内に存在する場合はキログラムで集計する。集計の結果はキログラムの小数点以下3位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。
- ③容量按分の欄が仕分情報内に存在する場合は立方メートルで集計する。集計の結果は立方メートルの小数点以下3位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。
- ④上記のいずれにも該当しない場合は数量の集計は行わない。単位も出力しない。

(P) 統計計上処理

品目コード欄、関税減免（戻）税コード欄及び輸出入貿易管理令別表コード欄により普通貿易統計、関税免税統計及び金統計の計上条件に該当する場合は、以下の処理を行う。

ただし、以下の場合は統計計上しない。

- ①NACCS用コード欄に統計計上除外の貨物である旨のコードの入力がある欄
- ②NACCS用コード欄に少額合算貨物の旨のコードが入力された欄
- ③統計用とされた関税課税標準額が201,000円未満の欄

(a) 統計用関税課税標準の算出

関税課税標準額、関税課税標準数量を統計用の関税課税標準とする。

なお、統合処理により統合された欄の場合は、NACCS用コード欄に統計計上除外の貨物である旨のコードの入力がある欄を除き、関税課税標準額、関税課税標準数量を統計用の関税課税標準として合計する。

(b) 統計用関税額の算出

＜A＞従価税率を適用する場合

「統計用関税課税標準額^{*22}×関税率」を統計用関税額とする。

（*22）統計用関税課税標準額は1,000円未満を切り捨てた額。

＜B＞従量税率を適用する場合

「統計用関税課税標準数量×関税率」を統計用関税額とする。

＜C＞従価・従量併用税率を適用する場合

従価税率の適用により算出した税額と従量税率の適用により算出した税額の合計額を統計用関税額とする。

(c) 統計用関税減免税処理

関税減免（戻）税コード欄に入力がある場合は、以下の処理を行う。

ただし、関税が無税の場合は処理を行わない。

<A>統計用関税減税額の算出

関税減税額を統計用の関税減税額とする。

なお、統合処理により統合された場合は、NACCS用コード欄に統計計上除外の貨物である旨のコードの入力がある欄を除き関税減税額を統計用の関税減税額として合計する。

免税処理

関税減免（戻）税コード欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、算出した統計用関税額を統計用関税免税額とし、統計用関税額を免税する。

<C>減税・控除処理

関税減免（戻）税コード欄に減税・控除である旨のコードの入力がある場合は、算出した統計用関税額から算出した統計用関税減税・控除額を減税・控除する。

<D>統計数量の換算

入力された数量（１）欄及び数量（２）欄を統計単位１及び統計単位２に基づき統計数量に換算する。

ただし、統合処理により統合された場合は、NACCS用コード欄に統計計上除外の貨物である旨のコードの入力がある欄を除き、入力された数量（１）欄及び数量（２）欄を統計数量１及び統計数量２として合計する。

なお、統計単位未満は切り捨てる。

<E>統計用関税額の端数処理

統計用関税額は１，０００円未満を切り捨てた額とする。

(Q) インボイス・パッキングリストDB処理

仕分を行った旨、入力内容及び大額統合・少額合算の結果をインボイス・パッキングリストDBに登録・更新する。

(R) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D 11「輸入申告事項登録等における注意喚起メッセージの出力優先順位」を参照。

(S) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
インボイス・パッキングリスト仕分結果情報（輸出）	輸出インボイスの場合	入力者
インボイス・パッキングリスト仕分結果情報（輸入）	輸入インボイスの場合	入力者

7. 特記事項

- (1) 仕分終了後の統合後欄数が99欄より大きい場合は、輸出入申告等の事項登録に係る呼出業務で当該情報を補完することができない。
- (2) 本業務で登録したインボイス・パッキングリスト仕分情報は、輸出入申告の事項登録に係る呼出業務で項目の補完を可能としているが、当該インボイス・パッキングリスト仕分情報に係る申告業務が正常終了した時点で、輸出入申告等の事項登録に係る呼出業務での補完は不可とする。
- (3) 当該インボイス・パッキングリスト仕分情報を使用して予備申告を行った後でも、本申告を行うまでは当該インボイス・パッキングリスト情報を他の申告でも利用することが可能である。
 なお、予備申告中に他の申告で当該インボイス・パッキングリスト仕分情報を使用し本申告を行った場合は、当該予備申告を本申告した場合に、エラーとなる。
- (4) 原産地証明書識別の入力方法について

(A) 原産地証明書識別の体系について

原産地証明書識別の体系は以下のとおり。

原産地（申告）種別（2桁） ＋ 原産地証明者等区分（1桁） ＋ 貨物の種類（1桁）

(B) 原産地（申告）種別について

適用する税率に応じた2桁のコード

(C) 原産地証明者等区分について

原産地証明者等区分	内容
T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）
A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）
P	製造者による原産品申告書
Q	製造者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）
E	輸出者による原産品申告書
F	輸出者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）
I	輸入者による原産品申告書
O	原産地証明書等の提出が不要な場合

(D) 貨物の種類について

○：有の場合、×：無の場合、－：対象外（対象となるものが前提として存在しない（B P承認申請のように事後書類提出がある場合は括弧書き））

入力条件					入力可能なコード			原産地証明
貨物の種類	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特恵用	E P A 用	W T O 協定用等	
自国関与品	特恵用原産地証明書	○	累積加工製造証明書	○	A			*
	特恵用原産地証明書	○	－	－	J			*
自国関与品以外	特恵用原産地証明書	○	累積加工製造証明書	○	B			*
上記特恵用識別「A」「J」及び「B」の場合を除く貨物	特恵用原産地証明書	○	－	－	P			*
税関長が貨物の種類または形状により、その原産地が明らかであると認めた貨物	提出省略	－	－	－	C	6		

入力条件					入力可能なコード			原産地証明
貨物の種類	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特恵用	EPA用	WTO協定用等	
少額貨物扱い	—	—	—	—	T	5		
EPA関税割当品目	EPA用原産地証明書 EPA用原産品申告書	○	EPA関税割当証明書	○		1		*
	少額	—	EPA関税割当証明書	○		2		
	提出省略	—	EPA関税割当証明書	○		3		
EPAに基づく原産地証明書または原産品申告書がある貨物	EPA用原産地証明書 EPA用原産品申告書	○	—	—		4		*
協定用原産地証明書がある貨物	協定用原産地証明書	○	—	—			G	*
貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物	協定用原産地証明書	×	—	—			R	
輸入割当等公表告示三—８に規定する原産地証明書がある貨物	輸入割当等公表告示三—８に規定する原産地証明書	○	—	—			S	*
原産地が確認できない貨物	—	—	—	—			N	
原産地証明書提出猶予申請を行う貨物	—	—	—	—	M			
原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う貨物（EPA用）（EPA関税割当品目に該当しないものに限る）	—（EPA用原産地証明書）	—	—	—		7		
	—（EPA用原産品申告書）							

（５）入力画面コードについて

端末パッケージで入力画面を表示する場合は、輸出入区分により画面コードを指定する必要がある。

指定する画面		選択条件（輸出入区分）
画面コード	画面名	
CEV	インボイス・パッキングリスト仕分結果情報（輸出）	「E：輸出インボイス」の場合
CI V	インボイス・パッキングリスト仕分結果情報（輸入）	「I：輸入インボイス」の場合